

## 建築基準法第43条第2項第一号の規定に関する認定基準

建築基準法第43条第2項第一号の規定による認定の適用を受ける場合は、次の各項目に適合すること。

### 1. 道の種別等

- ・道の種別等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - 一. 避難及び通行のために、将来にわたって安定的に利用することのできる農道その他公共の用に供する道で、次に定めるもの。ただし、当該道の境界が工作物等によって明確で、その幅員が申請時点において4m以上であるものに限る。
    - イ 土地改良区が所有する農道
    - ロ 近江八幡市が所有する法定外公共物で、一般の公共の用に供されている道
  - 二. 建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道で現にこの道に沿って建築物が建っているもの。

### 2. 接道長さ

- ・接道長さは2m以上とすること。

### 3. 建築物の用途及び規模

- 一. 建築物の用途は、次のイ及びロに掲げる道の区分に応じたものとする。
    - イ. 1.一に掲げる道 法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途以外の用途
    - ロ. 1.二に掲げる道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二(イ)項第二号に掲げる用途
  - 二. 建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）は500㎡以内であること
- ※その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されている建築物は認定対象としない。

### 4. 容積率、道路斜線

- 一. 容積率は、道の幅員により法第52条(9項を除く)を準用すること。
- 二. 道路斜線制限は、道の幅員により法第56条を準用すること。

### 5. 施行期日

この基準は令和6年2月5日から施行する。